

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年3月29日

【会社名】 株式会社安江工務店

【英訳名】 Y A S U E C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 賢治

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号

【電話番号】 052-223-1100

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 印田 昭彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成31年3月28日の第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成31年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下の通り、定款を一部変更するものとする。

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行通り) 2. (現行通り) 3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名及び</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

安江博幸、山本賢治、印田昭彦、新田義正の4氏を取締役に選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

竹内裕美氏を取締役に選任する。

第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

子会社の取得をはじめとした当社の業容拡大及び経済情勢の変化等諸般の事情に加え、平成31年1月1日付で使用人兼務取締役2名が取締役専任となり、従来の使用人分給与が取締役の報酬に置き換わることから、報酬額を年額100百万円以内から、150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。)に改定する。

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬の件

監査等委員でない常勤取締役4名に対し、第4号議案にて掲げる報酬の額とは別枠で年額450百万円以内、監査等委員である常勤取締役1名に対し、平成28年3月31日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただいている年額20百万円とは別枠で年額5百万円以内の範囲内で、ストックオプション報酬として新株予約権を発行する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	8,903	14	—	(注)1	可決 98.05
第2号議案 監査等委員でない取締役 4名選任の件					
安江 博幸	8,897	17	—	(注) 2	可決 97.98
山本 賢治	8,906	14	—		可決 98.08
印田 昭彦	8,906	14	—		可決 98.08
新田 義正	8,906	14	—		可決 98.08
第3号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件	8,907	12	—	(注) 2	可決 98.09
第4号議案 監査等委員でない取締役 の報酬額改定の件	8,885	21	—	(注) 3	可決 97.85
第5号議案 取締役に対するストック オプション報酬の件	8,873	23	—	(注) 3	可決 97.72

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。